指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
二八一二〇一	平成八年十一月二十七日	平成二十九年八月三十日	血圧計第一類	株式会社エルクエスト 千葉県富里市大和七百四十一番地

○国土交通省告示第千二十四号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年八月九日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－249号	表面仕上材（上張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－2	昭和電線デバイステクノロジー株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
第Ｆ－393号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－3	〃	〃
第Ｆ－524号	表面仕上材（上張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－5（Ｗ）	〃	〃
第Ｆ－525号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－5（Ｆ）	〃	〃

○国土交通省告示第千二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－605号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－5（Ｆ）	昭和電線ケーブルシステム株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
第Ｆ－606号	表面仕上材（難燃性上張り材）	ショウダンプ　Ｎ　Ｈ－5（Ｗ）	〃	〃

○環境省告示第九十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十四日

環境大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　東芝環境ソリューション株式会社
ロ　住所　神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号
ハ　代表者の氏名　代表取締役　増山　宏
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
イ　神奈川県伊勢原市日向字上藤野千二百二十八番二
ロ　神奈川県川崎市川崎区浮島町九十六番
ハ　静岡県富士市横割四丁目百三十五番七
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
平成二十九年十月十日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
ロ　関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
ハ　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
ニ　神奈川県湘南地域県政総合センター環境部
ホ　伊勢原市経済環境部環境美化センター

○東北地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
二戸市釜沢字山道一七番一から青森県三戸郡三戸町目時字上川原一四番一まで	前	九・七〇～五二・〇〇メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	一二・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十四日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　路線名　日本海沿岸東北自動車道
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市五十川字川内袋一五番一から同市五十川字川内袋八番五まで	前	四一・五〇～七四・四〇メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	三四・三〇～七四・四〇メートル	〇・〇二七キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所